

令和7年第3回大台町議会臨時会

# 提出議案概要



令和7年5月

## 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大台町税条例の一部改正について）

### 【改正理由】

令和7年度、国の税制改正に伴い「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）」が令和7年3月31日に公布され、一部の規定を除き、原則として令和7年4月1日から施行されたことから、「大台町税条例」の一部改正が必要となったため。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

### 【改正内容】

#### ➤ 個人住民税

所得割の納税義務者の所得控除すべき金額について「特定親族特別控除」を追加するほか、個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書の記載事項に「特定親族」を追加する改正。

#### ➤ 軽自動車税

125cc以下クラスのバイクの最高出力を4.0kw（50ccクラスのバイクに相当）以下に制御したものを新基準原付として規定する改正。

#### ➤ たばこ税

加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例を新設する改正

#### ➤ その他

- ・マイナ免許証の運用開始に伴う軽自動車税減免申請時の免許情報記録の提示義務に係る規定を追加
- ・その他、規定整備に合わせた条項ズレ及び文言の削除や追加。

### 【施行期日】

令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

**承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度大台町一般会計補正予算(第13号))**

**承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号))**

**【理由】**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、予算について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるもの。

**【内容】**

別冊「令和6年度補正予算説明資料(3月31日専決処分)」をご参照ください。

## 議案第35号 令和7年度事務用端末購入売買契約の締結について

### 【契約の概要】

事業名：令和7年度 事務用端末購入  
入札日：令和7年5月8日（指名競争入札）  
契約額：26,400,000円  
相手方：株式会社ミエデン（三重県津市）  
納入期限：令和7年7月31日

### 【理由】

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第46号）第3条の規定では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い」と規定されていることにより、議会の議決を求めるもの。

### 【内容】

本備品購入は、令和7年10月14日をもってWindows10のサポート期限が終了することに伴い、Windows11へのバージョン更新ができない旧端末を買い替えるもの。

また、保育現場のICT化及び保育士の負担軽減を推進するため、町内の認定こども園及び各保育園に対する追加分として購入するもの。

- パソコン購入台数：145台（内訳表 下線分が購入対象）

内訳表

必要台数	更新対象(内訳)	備考
177台	32台	Windows11へ無償アップデート可（更新不要）
	<u>128台</u>	更新必要パソコン
	<u>12台</u>	町内認定こども園及び各保育園追加分
	<u>5台</u>	予備用パソコン

**議案第36号 大台町防災行政無線更新整備工事請負契約の変更（第2回）  
について**

**【変更契約の概要】**

工 事 名：一般単独事業 大台町防災行政無線更新整備工事  
入 札 日：令和5年6月22日（一般競争入札（総合評価方式））  
議 決 日：令和5年7月12日  
相 手 方：中央電子光学株式会社三重支店（三重県四日市市）  
工事期限：令和8年2月28日

当初契約	920,590,000円
第1回変更	916,366,000円
増 減	52,881,400円
第2回変更	969,247,400円

**【内容】**

千代地区、柳原地区、桧原（三軒屋）地区及び大杉地区の防災行政無線の電波受信状況の改善及び安定を図るため、屋外再送信子局等を柳原地区、桧原地区、桧原（三軒屋）地区及び久豆地区にそれぞれ1基ずつ、計4基の増設に伴い、変更するもの。